

介護保険料が 変わりました

介護保険制度は、40歳以上の人が納める保険料と、国・県・町の負担金でまかなわれています。このうち、65歳以上の人の介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額を基に、皆さまの所得に応じて段階的に設定されています。

介護保険料は3年に1度見直しが行われます

平成27～29年度の介護保険料の基準額
5,700円（月額）



平成30～32年度の介護保険料の基準額
6,200円（月額）

段階	計算基礎	対象者	介護保険料	
			月額	年額
第1段階	基準額×0.45	・生活保護を受けている人 ・老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の人 ・住民税非課税世帯で 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	2,790円	3万3,480円
第2段階	基準額×0.75	住民税非課税世帯で 前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超えて120万円以下の人	4,650円	5万5,800円
第3段階	基準額×0.75	住民税非課税世帯で 前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が120万円を超える人	4,650円	5万5,800円
第4段階	基準額×0.90	本人が住民税非課税者で、世帯の誰かに住民税課税者が居る場合、 前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人	5,580円	6万6,960円
第5段階	基準額	本人が住民税非課税者で、世帯の誰かに住民税課税者が居る場合、 前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円を超える人	6,200円	7万4,400円
第6段階	基準額×1.20	本人が住民税課税者で、 前年の合計所得金額が120万円未満の人	7,440円	8万9,280円
第7段階	基準額×1.30	本人が住民税課税者で、 前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	8,060円	9万6,720円
第8段階	基準額×1.50	本人が住民税課税者で、 前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	9,300円	11万1,600円
第9段階	基準額×1.70	本人が住民税課税者で、 前年の合計所得金額が300万円以上の人	1万540円	12万6,480円

介護保険料は、原則として特別徴収（年金から天引き）されています。特別徴収以外の人（普通徴収の人）は、町から送付する納付書や口座振替により、納期限までに納付してください。

特別徴収の皆さまへ

平成30年度の介護保険料は3年に1度の見直しにより、基準額が月額6,200円に変更されていますが、平成30年度4月期・6月期の介護保険料は、前年度の2月期と同じ金額（基準額5,700円で計算された額）で徴収させていただきます。

町民税の課税状況が6月中に確定するため、それ以降に平成30年度の介護保険料の本算定を行うこととなります。

4月にさかのぼって、保険料の基準額を月額6,200円で再計算するため、4月期・6月期の差額分が8月期の介護保険料に上乘せされることとなります。8月期の介護保険料が大幅に上昇する場合がありますが、あしからずご了承ください。